

栃木県県土整備部週休 2 日制工事実施要領（R7.6.2 施行版）

Q & A

技術管理課技術調整担当

Q 1 例えば、発注者指定型において、「計画する現場閉所の状態」を月単位の週休 2 日制工事として協議・承諾した場合は、履行実績が完全週休 2 日であった時や、通期の週休 2 日であった時はどのように扱ったらよいか。

A 1 第 1 2 条および第 1 3 条にあるとおり、工事成績評定及び経費の補正は、現場閉所の実績に応じた加点及び補正をすることとなっています。

本ケースでは、履行実績が完全週休 2 日であった時は、現場閉所の実績（完全週休 2 日）に応じた 3 点を加点、経費の補正については完全週休 2 日と月単位週休 2 日の補正率は同等のため月単位週休 2 日の率で補正します。また、履行実績が通期の週休 2 日であった時は、加点なし、経費の補正は通期の週休 2 日率で補正します。

なお、工事執行管理システムでの主任監督員による「完成・一部完成検査」入力時の週休 2 日制の項目については、実績に基づく現場閉所率を選択するように注意してください。

Q 2 履行実績を反映した精算の時期はいつ頃と考えればよいか。

A 2 現場閉所の実績の見込みが立った段階でよい。ただし、工事竣工間際の変更は行わないように努めること。

Q 3 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、GW の前後に連続して現場閉所を実施した場合、現場閉所日の対象に含めることができるか。

A 3 8 月 13 日から 16 日まで 4 日間の夏季休暇を取得した場合、3 日を超える日数分（例示の場合、1 日）については現場閉所日の対象に含めることができます。

同様に 12 月 29 日から 1 月 6 日まで 9 日間の年末年始休暇を取得した場合、6 日を超える日数分（例示の場合、3 日）については現場閉所日の対象に含めることができます。

GW 等の大型連休の場合には、当該期間における祝日を含む全ての現場閉所日を対象に含めることとします。このとき、当該月における現場閉所が大型連休期間に限定されることがないように、働き方改革の趣旨からバランスよく計画的に現場閉所ができていることを確認、指導してください。

Q 4 当初起工時点では、繰越手続き中のため工期を令和〇年 3 月 25 日限りとして発注する場合の発注方式はどちらを選択すれば良いか。

A 4 入札条件書に「繰越明許費が議決されたとき、令和〇年 3 月 25 日限りを〇〇〇日間とする」旨を記載し、必要日数以上が確保できる前提で発注する場合（繰越手続き中）は、発注者指定型を選択して下さい。

Q 5 降雨や降雪等の自然的な事象その他やむを得ない事情により作業予定日を休工し、当該作業日を休工日に振り替えた場合には修正した休日取得計画書及び実施書を速やかに提出とあるが、その場合「打合せ簿」でのやりとりが必要か。

A 5 今後の作業工程や週休 2 日の達成状況等の情報を受発注者で共有することが重要ですので、打合せ簿でのやりとりは不要です。ASP の活用やメール添付での提出等、受発注者間で円滑かつ簡易に対応できる方法により行って下さい。なお、電話等の口頭報告にて対応する場合には、計画及び実施状況の認識に齟齬が生じないよう受発注者間で変更内容を共有するようにして下さい。

Q 6 当初請負額が 1,000 万円未満の工事の場合にも、工事履行報告書や休日取得計画書及び実施書の提出が必要か。

A 6 当初請負額が 1,000 万円未満の工事であっても、週休 2 日制工事を実施する場合には、**休日取得計画書及び実施書の提出**（ASP の活用やメール添付での提出等、受発注者間で円滑かつ簡易に対応できる方法で良い）を求め、実施状況の確認を行うとともに、受注者に対して監督員が指導・助言してください。

なお、工事資料の簡素化の対象である工事履行報告書の提出は不要です。

Q 7 月単位週休 2 日を計画している工事について、現場着手日及び工期末月は 1 カ月未満となるので、週単位で週休 2 日を達成している場合でも、月で換算すると 28.5% を達成しない場合がある。実施の達成をどのように判断すればよいか。

→ 1 カ月未満となる場合は、週毎に達成できているかで判断する 等

A 7 要領の第 4 条第 4 項（2）のただし書きのとおり現場着手日から月末までの土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%（8 日/28 日）以上を達成しているものとみなします。

Q 8 工場製作に係る労務費、測量や設計に係る人件費（測量技師、設計技師など）も補正対象となるか。

A 8 週休 2 日の対象期間に工場製作期間は含まないため、工場製作に係る労務費は対象になりません。

また、測量や設計に係る人件費（測量技師、設計技師など）も対象になりません。

○令和 7 年 7 月 3 日 修正

Q 9 完全週休 2 日において、悪天候等で休工した場合の振り替えは可能か。

A 9 受注者の責めによらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振り替えが可能です。その場合は、事前の指示・協議により、同一週において、土日に代わる現場閉所日を設定してください。

なお、悪天候が続く同一週での振り替えが困難な場合には、第 4 条 2 項の規定に基づき、当該期間を週休 2 日制工事の対象期間外とすることができます。

※同一週とは、土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日とします。

○令和7年6月2日施行分からの追加

Q10 「交替制による週休2日制工事」が追加されたが、対象条件として第3条4項(2)にある「社会的要請や現場条件の制約」に該当するのはどのような工事か。

A10 大規模な交通規制を長期間必要とする等の社会経済活動に著しく影響を及ぼす恐れがあり現場閉所することを許容し難い状況下での工事（通行止めを伴う工事等）や連続施工を余儀なくされる工事（シールド工法やニューマチックケーソン工法等）が該当します。

なお、働き方改革の推進や事故防止の観点から、改正品確法第三条「基本理念」に基づき、適正な工期や休日確保するようにしてください。

Q11 第4条2項及び第5条2項にある「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」とはどのようなものか。

A11 数台しか存在しないような特殊な建設機械での施工が含まれており対象期間の一部において一時的に集中的な施工が必要な場合や、工事実施中に災害が発生し緊急的に対応が必要となった場合等のやむを得ない事情を有する場合が該当します。

該当がある場合は、特記仕様書に必ず示してください。なお、発注時に、施工時期の確定が困難な場合は対象とする日数を記載するのみでも良いものとしますが、契約後すみやかに受発注者協議を行い対象外とする期間を確定させてください。なお、対象外とする期間の変更が必要な場合は、受発注者協議を行い必要最小限の範囲で変更してください。

Q12 第8条2項にある「職務代理者」に指定する者に必要な要件はなにか。また、下請企業の主任技術者も対象となるのか。

A12 交替制工事においても、現場代理人・主任技術者・監理技術者の常駐義務や専任・兼任等については、元請け企業・下請け企業の両方で各種法令等に基づいた対応が必要です。

そのため、現場稼働時（元請け企業においては現場閉所していない場合、下請企業においては当該業者が作業に従事している場合）に休日取得により不在となる場合においても現場運営に支障が生じないように、現場代理人・主任技術者・監理技術者のそれぞれに求められる要件と同等以上を有する者を指定してください。

○令和7年6月5日 追加

Q13 「現場閉所」と「交替制」の使い分けはどのように考えるべきか。

A13 第3条に示すとおり、「現場閉所」が原則となります。

同条4項に示すとおり、「(1) 休日に作業が必要な工事」または「(2) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事」に該当する場合に「交替制」の対象となります。そのため、「様式-1（週休2日制工事の実施計画書）」に記載する「現場閉所が困難な理由」が適用条件に合致しているか確認してください。

Q 1 4 履行実績の確認方法として「建設キャリアアップシステム (CCUS)」による就業データを利用することは可能か。

A 1 4 休日の取得状況の確認が目的であるため、CCUSや他の勤怠管理システムデータを利用することが可能です。